

給ひとり親世帯臨時特別給付金 給付金の申請はお済みですか

問厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
問ひとり親世帯臨時特別給付金等専用ダイヤル

☎0120-400-903
☎06-6992-1228

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯の負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給しています。

支給対象者

- ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者を対象とした追加給付
 - ②公的年金等を受けていることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない人を対象とした基本給付および追加給付
- 注「公的年金等」とは遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などを指します。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人を対象とした基本給付

①～③ともに児童扶養手当の支給要件に該当している子どもを監護などしている人(平成14年4月1日以降に生まれたお子さんが対象。障がいの状態にあるお子さんの場合は20歳未満)。

注既に給付を受けた人は対象外です。

給付額

1. 基本給付 1世帯当たり5万円
第2子以降対象となる子ども1人につき3万円
2. 追加給付 1世帯当たり5万円

受給手続き

申請が必要です。申請書様式に記載の書類を添付してください。

受付期間

令和3年1月29日(金)まで

給付日

申請月の翌月末に支給予定(不備のないものに限る。不備がある場合は個別に連絡します。)

令和3年度から適用される 個人市民税・府民税の主な 改正事項

問課税課市民税担当 ☎06-6992-1456

働き方の多様化を踏まえ「働き方改革」を後押しする観点から次のとおり改正がありました。

▽給与所得控除および公的年金控除の額を一律10万円引き下げ

▽収入の種類にかかわらず基礎控除額を10万円引き上げ(表1参照)

▽扶養控除などの要件を変更(表2参照)

また、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じくする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額が500万円以下)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)が追加されました。

表1

改正前		改正後	
合計所得金額	基礎控除	合計所得金額	基礎控除
一律	33万円	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	0円

表2

要件など	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養家族の合計所得金額	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	65万円以下	75万円以下

人権啓発作文入選作品

問人権室 ☎06-6992-1512

市・市教育委員会・市人権協会では、人権啓発ポスターを募集したところ、市民、小・中学生の皆さんから95点の応募がありました。この中から選ばれた入選作品20点は以下のとおりです。

入選作品は、今後、人権啓発活動に広く活用されます。

人権啓発作文入選者

学校名	学年	氏名	題名
錦小学校	3年生	平松 希	人けんの大切
庭窪小学校	4年生	瀧田 千夏	仲間はずれにしないで…
庭窪小学校	4年生	加藤 優奈	言葉がもっている力
庭窪小学校	4年生	柴田 理央	言葉が持っている力
庭窪小学校	4年生	福島 星良	差別のない世界
庭窪小学校	4年生	吉田 湊	友達との関係
庭窪小学校	4年生	酒井 楓	言葉が持つ力
庭窪小学校	4年生	高木 あすか	言葉が持っている力
庭窪小学校	4年生	藤 美里	友達とけんかした時
庭窪小学校	4年生	寺脇 桜太	本当の言葉の力
庭窪小学校	4年生	三谷 空清	差別の問題
庭窪小学校	4年生	二宮 大地	やさしい言葉を使いたい
庭窪小学校	4年生	月井 菜奈梨	言葉選びには気をつける
下島小学校	5年生	亀田 省子	バリアフリー社会になるには
下島小学校	5年生	川野 陽葉	大切な友達
下島小学校	5年生	筒井 恒介	人権はいだいな力
下島小学校	5年生	廣見 英	いじめはどこに？
下島小学校	5年生	増田 唯士	しょう害について考える
さくら小学校	5年生	荒井 芽衣	人権・戦争・現在
一般		匿名	差別のない優しい心の必要性

令和3年度もりぐち児童クラブ利用申し込み

問子育て支援政策課

☎06-6992-1647

市では、児童が放課後などに学校の施設を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域との交流や遊びなどを通じた異年齢児童間の交流活動を育成するため、もりぐち児童クラブ事業を全小学校・学園で実施しています。

もりぐち児童クラブには、「登録児童室」と「入会児童室」の二つの機能があり、それぞれ各学校内に専用室を設置しています。

「登録児童室」は子どもの預かりの場ではなく、無料で利用できる自主的な遊びの場です。

「入会児童室」は利用者負担金があり、安全確保と保護育成の機能を持った生活の場です(放課後児童健全育成事業)。

利用区分

▽登録児童室 1～6年生の児童(ただし、1人で身の回りのことができない児童や、パートナーの指示が守れない児童は、保護者の同伴が必要)および保護者が同伴する3歳以上の幼児

▽入会児童室 1～3年生の児童で、放課後など保護者が就労または疾病その他の事由で保護育成することができない児童

開設場所 対象校区の小学校内

申込期間

▽登録児童室 3月中旬から各児童クラブ室(ただし、日曜日・祝日を除く)で手続きをしてください。

▽入会児童室 4月1日からの利用開始を希望する場合は、12月1日(火)～令和3年1月8日(金)に申請書など必要書類を子育て支援政策課に提出または郵送してください(1月8日(金)必着)。

ただし、現在利用している場合は12月28日(月)までに各校の児童クラブ室に提出してください。

提出書類 市のホームページよりダウンロードができます。



開設日および時間など

種別	利用区分	開設時間		利用料金	備考
登録児童室	月～金曜日	放課後～17:00		無料	工作の材料費などの実費が必要となる場合があります。
	土曜日 学校の休業日 (長期休業日など)	9:00～17:00			
入会児童室	【基本開設】 月～金曜日	平日	放課後～17:00	児童1人当たり 月額 4,900円	▽減免制度あり(申請要) ▽おやつ代は別途保護者負担です。 ▽工作の材料費などの実費が必要となる場合があります。
		学校の休業日 (長期休業日など)	8:00～17:00		
	【延長開設】 月～金曜日	17:00～19:00		児童1人当たり 月額 500円	
	【土曜日開設】 土曜日	8:00～19:00		児童1人当たり 月額 1,500円	

※短縮授業など授業が早く終了する日は、授業が終了した時間から開室します。

なお、開設日は、日曜日・祝日、年末年始を除きます。

